**認可地縁団体の印鑑登録について**

　町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、団体の印鑑を登録することができます。

**１　印鑑登録できる者**

認可地縁団体の代表者等

**２　印鑑登録に必要なもの**

　①　認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第１号）

 ②　登録する印鑑

　③　代表者等の個人の実印及びその印鑑登録証明書

　④　代表者等本人であることが確認できるもの（運転免許証など）

**３　登録できない印鑑**

　①　ゴム印、その他の印鑑で印面及び印影が変形しやすいもの

②　印面の大きさが、一辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ３０ミリメートルの正方形に収まらないもの

③　印影を鮮明に表しにくいもの

④　その他町長が認可地縁団体の印鑑として適当でないと認めるもの

**４　申請方法**

　　役場庁舎２階　総務課に来庁のうえ申請してください。

**５　印鑑登録の廃止**

　　団体の印鑑登録をしている認可地縁団体の代表者等は、その登録を廃止するとき、又は登録を受けた認可地縁団体の印鑑を亡失したときは、総務課で廃止の申請をしてください。

　・必要なもの

　　　①　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第３号）

 ②　登録を受けた認可地縁団体の印鑑（亡失したときは省略可）

 ③　代表者等の個人の実印及びその印鑑登録証明書

　　　④　代表者等本人であることが確認できるもの（運転免許証など）

**６　印鑑登録の抹消**

　　次の場合、認可地縁団体印鑑の登録を抹消します。

　　　①　印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。

　　　②　認可地縁団体が解散したとき。

　　　③　認可地縁団体の名称又は印鑑登録者の指名の変更により登録印鑑として適当でなくなったとき。

　　　④　認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

　　　⑤　認可地縁団体印鑑登録廃止の申請を受理したとき。

**７　認可地縁団体印鑑登録証明書の発行**

 　 団体の印鑑登録をしている認可地縁団体の代表者等は、認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第５号）の交付を受けることができます。

　(1) 必要なもの

　　①　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第６号）

　　②　登録を受けた認可地縁団体の印鑑

　　③　登録を受けた代表者等の個人の実印及びその印鑑登録証明書

　(2) 申請方法

　　　役場庁舎２階　総務課に来庁のうえ申請してください。

　(3) 手数料

　　　　　１通　３００円

**（様式）**

様式第１号　認可地縁団体印鑑登録申請書

　　　様式第３号　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

　　　様式第５号　認可地縁団体印鑑登録証明書

　　　様式第６号　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書